

## 公益法人制度改革について

公益法人制度改革により、平成 18 年 6 月に公益法人に関する 3 つの法案「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(法人法)、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(認定法)、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(整備法)が公布、平成 20 年 12 月 1 日施行されており、併せて民法が改正されています。

改正前の民法の規定によって設立された社団法人、財団法人は 5 年の経過措置の間に移行認可の申請をして一般社団法人、一般財団法人へ移行するか、もしくは移行認定を受けて公益社団法人、公益財団法人へ移行するかを選択することとなり、5 年の経過措置の期間内に移行がなされなければ移行期間満了日を以って解散したとみなされます。

これまでの公益法人は改正前民法の規定に基づき、公益を目的とした法人で主務官庁が公益性について自由に判断し、法人の設立については主務官庁の許可が必要でしたが、新制度では、一般社団法人と一般財団法人及び公益社団法人と公益財団法人に分けられ、一般社団法人と一般財団法人については主務官庁の許可が不要となり、登記のみで設立することが可能となりましたが、公益社団法人と公益財団法人については一般社団法人と一般財団法人のうち、行政庁(内閣総理大臣もしくは都道府県知事)の公益認定を受けることにより公益社団法人と公益財団法人になります。公益法人については税制上の優遇措置を受けることができますが、その反面行政庁の監督を受けることになります。

公益認定を受けるためには、以下の事業(公益目的事業という)を主たる目的としなければならず、その他の認定基準を満たさなければなりません。

公益目的事業とは「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」(認定法第 2 条第 4 号)であって、具体的には以下のとおりです。

### 認定法 別表(第 2 条関係)より

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業

- 6 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21 国民生活に不可欠な物質、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

これまでの公益法人制度と新制度の法人設立時の違い

<これまでの公益法人>

社団法人、財団法人の設立

↑

主務官庁が許可(公益性を主務官庁が審査し、設立許可をするかどうかは主務官庁の自由な判断)

<新制度>

一般社団法人、一般財団法人の設立(登記で設立可能、行政庁の許可不要)

↓

行政庁の公益認定受ければ(内閣総理大臣もしくは都道府県知事)

↓

公益社団法人、公益財団法人となることができる。(税制上の優遇措置が受けることができる反面、行政庁の監督を受ける)

以上

(平成 23 年 7 月)